

公益社団法人日本通信販売協会
役員報酬等規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人日本通信販売協会（以下「本会」という。）定款第26条の規定に基づき、役員報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本会は、常勤役員及び監事の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤役員には、その者の職務実績及び本会の運営状況に応じ、総会で承認された総額の範囲内かつ1人当たり年額1,500万円を限度とし、理事会において月額報酬及び賞与を定めて支給する。

3 監事には、その者の職務実績及び本会の運営状況に応じ、総会で承認された総額の範囲内かつ1人当たり年額100万円を限度とし、総会及び理事会の出席の都度、報酬を支給することができる。

4 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ第6条に規定する退職慰労金を支給することができる。

(役員報酬の控除)

第4条 常勤役員に発生する所得税、社会保険料等の控除及び本人から申し出のあった立替金、積立金等は、毎月の報酬から控除して支給する。

2 月の途中で役員に就任したとき、又は月の途中で役員を退任したときあるいは死亡したときは、報酬は日割り計算で行うものとする。

3 監事に発生する所得税は、支払いの都度、報酬から控除して支給する。

(通勤手当の取り扱い)

第5条 役員には、その通勤の実態に応じ、通勤手当を職員の支給基準に準じて支給する。

(退職慰労金の支給基準)

第6条 退職慰労金は、常勤役員が退職（解任又は死亡を含む。以下同じ）した場合に、その本人又はその遺族に支給する。ただし、役員が定款第25条の規定により解任された場合は、その者には退職慰労金を支給しない。

(退職慰労金の額)

第7条 退職慰労金の額は、次の各号により得た額とする。

(1) 退職慰労金の算定基礎は、退職の日におけるその者の報酬年額に12分の1を乗じて得た額（以下「基礎月額」という。）とする。

(2) 退職慰労金の支給割合は、在職期間1月につき12分の1とする。

(3) 退職慰労金の額は、退職の日におけるその者の基礎月額に前号の支給割合を乗じて得た額とする。

(4) 職員を兼務していた者の在職期間は、職員を定年退職した翌月から常勤理事退任の日までの期間について、1月を単位として計算するものとして、1月に満たない端数は1月に切り上げるものとする。

2 前項の規定による退職慰労金の額は、その者の実績に応じ総会の決議を得て、これを増額し、又は減額することができる。ただし、増額又は減額する限度は、同項第2号の支給割合に100分の20を乗じて得た割合を、その者の基礎月額に乗じて得た額とする。

3 職員を兼務していた者の退職慰労金の額は、前項の増額とは別に、職員を兼務していた期間及びその期間の役職に応じて増額するものとする。ただし、増額する限度は、第1項第2号の支給割合に100分50を乗じて得た割合を、その者の基礎月額に乗じて得た額とする。

(在職期間の計算)

第8条 在職期間の月数の計算については、任命の時から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数を生じたときは、1月として計算するものとする。

(再任等の取扱)

第9条 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたとき及び定款第24条第3項により後任者が着任するまでその職務を行ったときは、その者の退職慰労金の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも、同様とする。

(遺族の範囲及び支給順位)

第10条 役員が死亡した場合の退職慰労金は、その者の遺族に支給するものとし、遺族の支給順位は、次の各号のとおりとする。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、役員の死亡当時事実上の婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で役員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持し、又は生計をともにしていた者。

(3) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前号に該当しない者。

2 前項に掲げる者が退職慰労金を受ける順位は、前項各号の順位により、前項第2号又は第3号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。その他の親族については、役員と親等の近い者を先順位とする。

3 退職慰労金の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族の受給資格証明)

第11条 遺族が退職慰労金の支給を受けるときは、戸籍謄本及び住民登録謄本等、遺族である事実を証明する書類を提出しなければならない。

(端数の処理)

第12条 この規定の定めるところによる退職慰労金の計算の結果生じた1,000円未満の端数は、これを1,000円に切り上げるものとする。

(改正)

第13条 この規程の改正は、総会の議決により行うものとする。

(補則)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定める

ものとする。

附 則

- 1 本規程は、公益社団法人の設立の登記の日より実施する。

附 則

- 1 本規程は、公益社団法人日本通信販売協会の総会で承認を受けた日（平成24年6月1日）より実施する。

附 則

- 1 本規程は、公益社団法人日本通信販売協会の総会で承認を受けた日（平成26年6月20日）より実施する。